

社労士オフィス.KAN



TEL072-395-1291

連絡先： 社労士オフィス.KAN
 社会保険労務士 武用 貴次
 〒573-0013
 大阪府枚方市星丘1-26-14
 電話：072-395-1291 F A X：072-395-1291
 e-mail：kanroumu3.1cocoa@ares.eonet.ne.jp

新型コロナウイルスによる厚生年金保険料等の納付猶予制度

日本年金機構のホームページに、厚生年金保険料等の納付猶予について、次のとおりお知らせが出ています。

新型コロナウイルスの影響により、厚生年金保険料等を一時に納付することにより事業の継続等を困難にするおそれがあり、一定の要件に該当する場合、厚生年金保険料等を分割納付できる仕組みがあります。事業主の方は、納付すべき厚生年金保険料等の納期限から6月以内に「換価の猶予」の申請ができます。

また、災害等によって事業所の財産に相当な損害を受け、厚生年金保険料等の納付が困難となった場合は、事業主の方からの申請に基づき、保険料等の「納付の猶予」を受ける制度があります。

◆「換価の猶予」の概要

申請要件は、次のすべてに該当することです。

- a 厚生年金保険料等を一

時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあること

- b 厚生年金保険料等の納付について誠実な意思を有すること
- c 納付すべき厚生年金保険料等の納期限から6か月以内に申請されていること
- d 換価の猶予を受けようとする厚生年金保険料等より以前の滞納又は延滞金がないこと
- e 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること
- 換価の猶予が認められた場合は、

- ① 猶予された金額を猶予期間中の各月に分割して納付することになります。
- ② 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
- ③ 財産の差押や換価（売却等現金化）が猶予されます。

猶予期間は、原則1年の範囲内で年金事務所が認めた期間となります。

◆「納付の猶予」の概要

猶予の要件は次のとおりです。

- a 次のいずれかに該当する事実があること
- ・財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと

- ・事業主又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと（個人事業所）

- ・事業を廃止し、又は休業したこと等）

- b aの該当事実により、納付すべき厚生年金保険料等を一時に納付することができないと認められること

- c 申請書が提出されていること

- d 原則として、猶予を受けようとする厚生年金保険料等の金額に相当する担保の提供があること

納付の猶予が認められた場合の効果は、上記「換価の猶予」と同じです。

詳しくは、下記ホームページをご覧の上、管轄の年金事務所までお問い合わせください。

さい。

【日本年金機構「新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度について」】

<https://www.nenkin.go.jp/os/hirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

在宅勤務の長期化に備えて情報発信も必要

◆在宅勤務に関する意識調査

BIGLOBE が3月に行った「在宅勤務に関する意識調査」によると、新型コロナ拡大防止のための外出自粛は、「4月までが妥当」と考えている方が多いようです。

ただ、事態の収束については、誰にも予想は難しく、在宅勤務が長期化した場合のことも想定しておく必要があります。在宅勤務を行う上で、難しい・ストレスに感じるものとして、同調査では、集中力が続かない、家を出なくなるとストレスがたまる、上司や部下に気軽に相談や雑談ができないといった回答があります。

◆情報発信も必要

在宅で仕事をしていると、ともすると墮落してしまう傾向があります。また、外出自粛要請の影響もあり、ストレスもたまります。

業務に関することについては、仕事上のこととして対処しやすいとは思いますが、

社員の健康確保のためのアドバイスを会社から発信することも、在宅勤務の長期化に伴って必要となってくる可能性があります。

大きな災害時における被災者の心理的反応として、初期の頃は災害後の生活に適応したかに見えるハネムーン期（積極的・発揚的な時期）があり、それを過ぎると、だんだんと幻滅期（消極的・抑うつ的な時期）がやってくるかとされています。

◆社員の健康を見直すチャンス

今回のコロナ禍も災害としてとらえれば、長期化した場合を想定して、「閉じこもり生活のアドバイス、宇宙飛行士から潜水艦艦長まで 新型コロナ対策」（<https://www.afpbb.com/articles/-/3275588>）といった記事を紹介したり、室内でできる運動を紹介するといったことも考えられるでしょう。そこから何か仕事上のアイデアが生まれるかもしれません。また、職場の健康診断で生活習慣病の恐れを指摘されている方は、自身の健康を見直す機会になるでしょう。

【BIGLOBE「在宅勤務に関する意識調査 [第一弾]」】
<https://www.biglobe.co.jp/pressroom/info/2020/03/200326-1>

5月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

11日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

15日

○ 特別農業所得者の承認申請 [税務署]

6月1日

○ 軽自動車税の納付 [市区町村]

○ 自動車税の納付 [都道府県]

○ 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○ 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○ 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日>

○ [公共職業安定所]

○ 確定申告税額の延納届出額の納付 [税務署]

～当事務所より一言～

自粛要請の中、必要とされ、社会のために頑張っておられる皆様、毎日お疲れ様です。どうぞ、「三密」を避けながら、新型コロナ収束まで十分に気を付けながら、日々お過ごし下さい。